

SNSやマッチングアプリ、友人・知人からの誘いをきっかけとした暗号資産のトラブルに注意！

全国の消費生活センター等には、暗号資産（仮想通貨）に関する相談が多数寄せられており、SNSやマッチングアプリ、友人や知人からの勧誘をきっかけとしたトラブルが目立っています。

＜トラブルの特徴＞

1 勧誘方法

① SNSやマッチングアプリで知り合った相手からの勧誘

SNSやマッチングアプリで知り合った相手から「暗号資産でもうかる」などと言われ、口座の開設や取引を勧められるケースが目立ちます。相手の本人確認をすることは難しく、トラブルになった際の対応が困難になることがあります。

② 友人や知人からの勧誘

友人や知人からの勧誘がきっかけとなっているケースも多く、なかには、他の人を紹介すると紹介料が入ると勧誘される場合もあります。人間関係から断りづらい場合や、相手を信頼して投資するケースもみられます。たとえ友人や知人の紹介であっても、投資や取引実態が不明なケースもあり、詐欺的なトラブルにあう可能性があります。



暗号資産で稼げるよ！
おすすめの業者 ↓
www…………

2 入金したお金や利益が出金できない

SNSやマッチングアプリ等の勧誘をきっかけとした場合では、「暗号資産でもうかる」などと勧誘されて取引を始めた後、入金したお金や利益が出金できないといったトラブルが目立っています。友人や知人の勧誘をきっかけとした場合でも、利益を出金できず、渡したお金が返金されないといったトラブルが目立ちます。

3 無登録の海外事業者のサイトやアプリでトラブルになっている

SNSやマッチングアプリ等をきっかけとした場合では、海外の事業者のサイトやアプリでトラブルになっているケースが目立ちます。暗号資産交換業者は、金融庁・財務局への登録が必要ですが、こうしたトラブルでは多くの場合、業者の登録が確認できません。



ひとことアドバイス



- 暗号資産の投資を勧める相手からの勧誘を鵜呑みにしない
- 暗号資産交換業の登録業者か確認し、無登録業者とは取引しない
- 取引内容やリスクが十分に理解できなければ契約しない
- 不安に思った場合や、トラブルにあった場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談してください



生活安全情報

小国警察署刑事生活安全課から

国税庁をかたった不審なショートメッセージやメールから、国税庁になりすました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。

国税庁・国税局・税務署が、ショートメッセージやメールで国税の納付を求めたり、差押え執行の予告を送信することはありません。

不審なメール等を受信したときは、絶対に記載されたURLをクリックせず、ブラウザのアドレス欄を確認して、正規のメールかどうかを確認する癖をつけましょう。



「借金に関する無料法律相談会」開催のご案内

多重債務者相談強化キャンペーン2022の一環として、弁護士による「借金に関する無料法律相談会」が県内各地で開催されます。置賜地域の開催は下記のとおりです。

事前予約制となりますので、予約期限まで電話でお申し込みください。

日時		会場	ご予約・お問い合わせ先		予約期限
11月 27日 (日)	10時~12時 13時~15時	南陽市役所	南陽市市民課生活係	0238-40-8255	11/25 (金) 13時
28日 (月)	13時~15時	置賜総合支庁	置賜消費生活センター	0238-24-0999	11/25 (金) 13時
12月 1日 (木)	18時~20時	米沢市役所	米沢市消費生活センター	0238-40-0525	11/30 (水) 13時
2日 (金)	10時~12時	長井市役所	長井市市民相談センター	0238-82-8008	12/1 (木) 13時

11月・12月の消費生活法律相談

11月10日(木) 13:30~15:30

12月 8日(木) 13:30~15:30

*弁護士が無料でアドバイス(30分)

*電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238-24-0999

FAX：0238-26-6072